

ロシア連邦
連邦法

連邦法「ロシア連邦における税関規制およびロシア連邦の個別の法令の改正について」
の改正について

国家院により採択 2022年6月28日

連邦院により承認 2022年7月8日

第1条

2018年8月3日付連邦法第289-FZ号「ロシア連邦における税関規制およびロシア連邦の個別の法令の改正について」（ロシア連邦法令集、2018年、第32号、掲載番号5082；2021年、第9号、掲載番号1467）を以下のように改正する：

1) 第5条第1項に以下の内容の第6号の1を追加する：

「6) の1 機動班とは、税関機関が負託された職務を遂行するために、本連邦法第261条に基づき、ロシア連邦領内で自動車を停車させ、税関規制分野の国際条約および法令ならびに（または）ロシア連邦の法の遵守状況を検査する権限を与えられた税関機関職員グループである；」；

2) 第94条において：

a) 以下の内容の第1の1項を追加する：

「1の1. 本連邦法第261条第18項に定める手順によって没収された物品については、税関機関はこれらを保管するために、税関機関が自動車および（または）物品の保管およびそれらに対する税関検査実施のために所有および（または）使用している屋内施設および（または）屋外スペース、ならびに自動車の駐車場所に近い一時保管倉庫に収容する。」；

b) 第2項で、「物品の保管料に対する」の後に「本条第1項に定める場合において」という文言を追加する；

c) 以下の内容の第2の1項を追加する：

「2の1. 本連邦法第261条第18項の手順で没収された物品の一時保管倉庫での保管料は税関機関が連邦予算から一時保管倉庫の所有者に支払うものとする。」；

d) 第3項で、「一時保管倉庫の所有者に対して」の後に、「本条第1項に定める場合において」という文言を追加する；

e) 以下の内容の第3の1項および第3の2項を追加する：

「3の1. 税関機関が自動車および（または）物品の保管およびそれらに対する税関検査実施のために所有および（または）使用している屋内施設および（または）屋外スペース、ならびに一時保管倉庫での、本連邦法第261条第18項に定める手順によって没収された物品の保管費用の弁済は、以下の場合には、自動車および（または）車内にある物品に対して権限を有する人々が、税関業務分野の管理および監査機能を遂行

する連邦行政機関が定める手順により、連帯して行うものとする：

1) 税関機関による税関検査の結果として、税関規制分野の国際条約および法令、ならびに（または）ロシア連邦の法に対する違反が発覚した場合；

2) 本連邦法第261条第36項に定める期限までに物品の引渡請求がなかった場合。

3の2. 税関機関が自動車および（または）物品の保管およびそれらに対する税関検査実施のために所有および（または）使用している屋内施設および（または）屋外スペースでの、本連邦法第261条第18項に定める手順によって没収された物品の保管費用額を算定する手順については、税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関がこれを定める。」；

f) 第5項で、「第3項および第4項」という文言を「第4項」という文言に差し替える；

3) 第226条第8項に以下の内容の文章を追加する：「税関関連書類、その他の書類および（または）情報の検査が本連邦法第261条に定める税関機関の権限の枠内で行われた場合には、その検査の終了に関する通知は送付されない」；

4) 第261条は以下の記述に変更する：

「第261条 自動車の停車に係わる税関機関の権利

1. 税関機関は自動車、車内にある物品およびそれらに係わる文書を検査することによって、税関規制分野の国際条約および法令ならびに（または）ロシア連邦の法の遵守状況を検査するために、物品の国際輸送を行っていない車両を含め、自動車を停車させることができる。

2. 税関機関は以下の場所で自らの権限で自動車を停車させることができる：

1) ロシア連邦の国境線に沿って設けられた税関管理区域において；

2) 技術的に許容される自動車の最大重量が3.5 t以上である場合に、道路交通安全規則および要求遵守したうえで、ロシア連邦領内の特別指定区域において。

3. 本条第2項に定める場合以外には、自動車の停車は道路交通安全保障分野において権限のある内務機関によって、税関機関の機動班または個々の職員と連携して行われる。

4. 本条第2項第2号に定める場合において、自動車の停車は機動班が行う。自動車を停車させる際の機動班の行動手順は、本条および税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関によって定められる。

5. 本条第2項に基づく自動車の停車は税関機関職員の要求によって行われるが、本条第2項に定める場合以外には、道路交通安全保障分野において権限のある内務機関職員の要求によって行われる。

6. 自動車を運転する者は、本条第5項に記載された職員の要求により、自動車を停車させ、自動車、車内にある物品およびそれに係わる文書を税関検査の実施のために税関機関職員に提示する。

7. 税関管理区域外における機動班による自動車、車内にある物品およびそれに係わる文書の検査時間は、本条第5項に定める職員の要求により自動車を停車させた時点から、自動車を運転する者に本条第8項に定める自動車の停車に関する証書を手交するまで2時間を超えてはならない。この証書を手交されるまで、自動車を運転する者は自動車の停車場所から離れてはならず、自動車および車内にある物品は自動車の停車場所になければならない。

8. 自動車の停車に関する証書は2部作成し、その1部は自動車を運転する者に渡し、1部は税関機関職員の手元に残すものとする。証書の書式および作成手順は税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関の承認を受ける。

9. 本条第8項に定める証書の自動車の運転者への手交は税関関連書類、その他の文書および（または）情報を検査する形式での税関検査が完了したことを証明するものである。この証書には税関関連書類、その他の文書および（または）情報の検査結果が記載される。

10. 自動車を運転する者が車内にある物品を提示するために貨物室に貼付された識別手段の交換が必要となる場合、この交換は税関機関職員が行うか、または当該職員の許可を得て行うものとする。識別手段の交換については、関税同盟関税法典第341条第5項第2段に定める証書を作成するか、あるいは提示された交通（運送）、商用または税関文書に識別手段の交換に関する書き込みがなされる。

11. 関税同盟関税法典第310条第4項の規定を考慮して税関機関職員によって自動車および（または）車内にある物品の税関検査を実施する決定が下された場合、自動車を運転する者は、税関機関職員の要求に応じて自動車および車内にある物品を保管場所に届けなければならない。

12. 本条の適用にあたっては、保管場所とは自動車の停車場所に最も近い、常設税関管理区域である、税関機関が自動車および（または）物品の保管およびそれらに対する税関検査実施のために所有および（または）使用している屋内施設および（もしくは）屋外スペース、または一時保管倉庫のことであり、一時保管倉庫として使用される屋内施設（屋内施設の一部）の総容積、および（または）一時保管倉庫として使用される屋外スペースの総面積は本条に基づいて自動車および（または）物品を保管のために収容することが可能なものとする。

13. 本条第11項に定める場合において、税関機関職員は自動車の停車場所において、自動車を運転する者に対して、本条第8項に定める証書と同時に、自動車および車内にある物品を保管場所に届ける要求書を手渡す。

14. 税関検査の実施に関する通知書の写しは、自動車を運転する者、ならびに自動車および（または）車内にある物品に対して権限を有する他の者（権限を付与されたその代理人）が自動車の停車場所に立ち会っている場合には、そのような他の者（権限を付与されたその代理人）に手交される。

15. 自動車および車内にある物品の保管場所への移送は税関機関職員が同行した上で、自動車を運転する者が行う。

16. 本条第13条に定める要求書は、自動車および車内にある物品が保管場所の境界を通過した時点で、自動車を運転する者によって履行されたとみなす。本条の適用にあたっては、保管場所の境界とは、保管場所に設けられた常設税関管理区域の境界を指す。

17. 自動車を運転する者が本条第13項の要求書の履行を拒否した場合、あるいは、かかる要求書がその者によって履行されなかった場合には、自動車および車内にある物品は本条第18条に定める手順により仮没収の対象となる。

18. 自動車および（または）物品の没収は没収に関する決定に基づき、税関機関職員が行う。自動車および（または）物品の没収はビデオ録画をしながら、あるいは2名の立会人の立会いの下で行われる。自動車および（または）物品の没収に関しては証書（以下、没収証書と称す）が作成される。没収証書には没収を行った税関機関職員、自動車を運転する者、ならびに自動車および（または）物品に対して権限を有する他の者（権限を付与されたその代理人）（その者が立ち会っている場合）、および立会人（その者たちが立ち会っている場合）が署名する。自動車を運転する者、ならびに（または）自動車および（または）物品に対して権限を有する者（権限を付与されたその代理人）が没収証書への署名を拒否した場合、没収証書にはその旨の書き込みがなされる。没収証書の写しは、自動車を運転する者、ならびに（または）自動車および（または）物品に対して権限を有する他の者（権限を付与されたその代理人）（その者が立ち会っている場合）にその署名と引き換えに手交される。決定書および没収証書の書式、およびその記入手順は税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関の承認を受ける。

19. 本条第17項に定める場合において、税関機関職員は、本条第18項に定める手順により自動車および（または）物品の保管場所への移送（輸送）を手配する。自動車および（または）物品の保管場所への移送（輸送）はレッカー車を使用して自動車を牽引する方法で行い、税関機関職員が同行する。

20. 本条第19項に定める場合において、本条第18項に定める手順で没収された自動車および車内にある物品の移送（搬送）および積替え（積込、積下ろし）に対する報酬は、税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関が定める手順により、税関機関が連邦予算の資金を使って支払い、自動車を運転する者、または自動車および（または）物品に対して権限を有する他の者が弁済する。

21. 本条第18項に定める手順により没収された自動車および（または）物品は、税関機関職員がこれを保管のために保管場所に収容する。自動車および（または）物品を保管のために引き渡す際に、引渡証書を2部作成し、その1部を税関機関に残し、1部を一時保管倉庫の所有者、または自動車および（または）物品の保管を行う税関機関に残すものとする。このような証書の書式およびその記入手順は税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関の承認を受ける。一時保管倉庫では、没収された自動車および（または）物品は、税関機関と一時保管倉庫の所有者との間で締結された保管契約書に基づいて収容される。

22. 本条第13項に定める要求書を履行する場合、自動車を運転する者は、税関機関職員の要求に応じて、この要求に定める期限内に、保管場所に持ち込まれた自動車および（または）車内にある物品を保管のために収容しなければならない。その際、保管場所に自動車および（または）車内にある物品に対して権限を有する他の者（権限を付与されたその代理人）が立ち会っている場合、税関機関職員の要求に応じて、この要求に定める期限内に、保管場所に持ち込まれた自動車および（または）車内にある物品を保管のために収容する義務は当該の他の者（権限を付与されたその代理人）が負うものとする。

23. 税関検査の実施に関する決定が車内にある物品のみに適用される場合には、本条第22項に定める義務はこの物品についてのみ発生する。

24. 税関機関職員は保管場所で、本条第22項に定める義務を負った者に、自動車および車内にある物品の保管場所への保管のために収容する要求書を手交する。

25. 本条第24項に定める要求書は、自動車および車内にある物品が本条第27項に定める手順で保管のために保管場所に引き渡された時点で、本条第22項に定める義務を負った者によって履行されたとみなされる。

26. 本条第13項および24項に定める要求書の書式および作成手順は税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関の承認を受ける。

27. 自動車および車内にある物品の保管のための保管場所への収容は、本条第22項に定める義務を負った者によって、一時保管倉庫の所有者または自動車および（または）物品の保管を行う税関機関との間で締結された保管契約書に基づいて、実行される。自動車および（または）車内にある物品を保管のために引き渡す際には引渡証書を2部作成し、その1部を本条第22項に定める義務を負った者に残し、1部を一時保管倉庫の所有者、または自動車および（または）物品の保管を行う税関機関に残すものとする。

28. 本条第22項に定める義務を負った者が、本条第24項に定める要求書を履行することを拒否した場合、ならびにこの要求書がその者によって履行されなかった場合、自動車および（または）車内にある物品は本条第18項に定める手順により仮没収され、税関機関職員によって、本条第21項に定める手順により保管場所への保管のために収容される。没収された自動車および（または）車内にある物品の積替え（積込、積下ろし）に対する報酬は、税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関が定める手順により、税関機関が連邦予算の資金を使って支払い、自動車を運転する者、または自動車および（または）物品に対して権限を有する他の者が弁済する。

29. 本条にしたがって保管のために収容された自動車および（または）物品は、このような自動車および

(または) 物品が行政違反に関するロシア連邦の法あるいはロシア連邦の刑事訴訟法による没収も差押えもされておらず、本連邦法第318条および319条にしたがって没収の対象にもなっていないことを条件に、このような自動車および(または) 物品の税関検査が実施され、その結果が記録され、このような自動車および(または) 物品を保管のために収容した者、または自動車および(または) 物品に対して権限を有する他の者(権限を付与されたその代理人)に返還するまでの期間、保管場所に保管される。

30. 税関検査の実施に関する決定が自動車の中にある物品に対してのみ適用され、自動車が行政違反に関するロシア連邦の法あるいはロシア連邦の刑事訴訟法による没収も差押えもされておらず、本連邦法第318条および319条による没収の対象にもなっていない場合には、自動車は積下ろしに必要な時間だけ保管場所に保管される。

31. 本条にしたがって保管のために収容された自動車および(または) 物品の税関検査実施期間は、自動車および(または) 物品が保管のために収容された日から30日を超えてはならない。

32. 本条第31項に定める税関検査実施期間は、本条にしたがって保管のために収容された自動車および(または) 物品に対して税関検査の実施を可能にする他の形式の税関検査および(または) 措置が適用された場合には、税関機関長または同人から権限を付与された税関機関職員によって、当該の税関検査の完了のために必要な、ただし90日を超えない、期間にわたって延長することができる。自動車および(または) 物品の税関検査実施期間の延長について、税関機関は、自動車および(または) 物品を保管のために収容した者、または自動車および(または) 物品に対して権限を有する他の者(権限を付与されたその代理人)が定められている(住所などの、この人物に関する情報が、自動車および(または) 物品が保管のために収容される際、または仮没収される際に税関機関に提出されている、あるいは税関検査の終了までに税関機関に提出された書類に記載されている) 場合はそのような者、に対して、当該の税関検査実施期間の延長に関する決定が採択された日から3労働日以内に書留郵便、あるいは署名と引き換えに手交する形で通知する。

33. 本条にしたがって、収容された自動車および(または) 物品の税関検査の結果の記録は検査完了の日に行われる。税関検査の結果について保管場所において関税同盟関税法典第328条に定める証書が作成される。

34. 本条にしたがって収容された自動車および(または) 物品の税関検査の完了に際して、自動車および(または) 物品を保管のために収容した者、または自動車および(または) 物品に対して権限を有する他の者(権限を付与されたその代理人)が立ち会っていない場合には、税関機関は、自動車および(または) 物品を保管のために収容した者、または自動車および(または) 物品に対して権限を有する他の者(権限を付与されたその代理人)が定められている(住所などの、この人物に関する情報が、自動車および(または) 物品が保管のために収容される際、または仮没収される際に税関機関に提出されている、あるいは税関検査の終了までに税関機関に提出された書類に記載されている) 場合はそのような者、に対して、関税同盟関税法典第328条に定める証書が作成されてから3労働日以内に、当該の税関検査の完了について書留郵便で通知する。関税同盟関税法典第328条に定める証書を書留郵便で送付する場合には、この証書は以下の日に受領されたものと見なされる：

1) 書簡の宛先人への送達についての郵便通知またはその他の情報源に記載された配達日(ただし、この郵便による通知(情報)が本項第2号に記載された期限までに受領された場合)；

2) 書留郵便が発送された日から6労働日目(宛先人への配達日が記載された、郵便による通知(情報)が上記の期限内に税関機関に届かなかった場合)。

35. 本条にしたがって、保管のために収容された自動車および(または) 物品の税関検査の結果、ロシア連邦の法に対する税関機関の管轄外の違反の兆候が発覚した場合には、自動車および(または) 物品は、本条にしたがって以前に没収されていなければ、この自動車および(または) 物品の税関検査の終了日に没収

され、本条第18項に定める手順にしたがって税関検査の結果を記録し、引渡証書に基づき、税関機関によってその兆候が摘発された違反を管轄する国家機関に引き渡される。それらの保管場所での保管費用の弁済は、自動車および（または）物品が、税関機関によってその兆候が摘発された違反を管轄する国家機関に引き渡されるまでに行うものとする。保管費用の弁済手順は税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関が定めるものとする。

36. 本条に基づいて保管のために收容された自動車および（または）物品の、自動車および（または）物品を保管のために收容した者、または自動車および（または）物品に対して権限を有する他の者（権限を付与されたその代理人）への保管場所からの返還は、以下の日に行われる：

1) 自動車および（または）物品の税関検査が終了した時に、自動車および（または）物品を保管のために收容した者、または自動車および（または）物品に対して権限を有する他の者（権限を付与されたその代理人）が立ち会っていた場合には、自動車および（または）物品の税関検査およびその結果が記録された日から10労働日以内；

2) 自動車および（または）物品の税関検査が終了した時に、自動車および（または）物品を保管のために收容した者、または自動車および（または）物品に対して権限を有する他の者（権限を付与されたその代理人）が立ち会っていなかった場合には、関税同盟関税法典第328条に定める証書が受領された日から10労働日以内。

37. 本条に基づいて保管のために收容された自動車および（または）物品は、以下の場合には、本条第36項に定める期限までに、自動車および（または）物品を保管のために收容した者、または自動車および（または）物品に対して権限を有する他の者（権限を付与されたその代理人）に返還されない：

1) 自動車および（または）物品が、行政違反に関するロシア連邦の法あるいはロシア連邦の刑事訴訟法にしたがって没収されたか、（または）差し押えられた場合；

2) 自動車および（または）物品が本連邦法第318条または319条にしたがって没収の対象になる場合；

3) 自動車および（または）物品が、その兆候が税関機関によって摘発され関税同盟関税法典第328条に定める証書に記載されたロシア連邦の法に対する違反を管轄する国家機関に引き渡される場合。

38. 本条第18項に定める手順によって没収された自動車および（または）物品を、保管場所から、自動車および（または）物品を保管のために收容した者、または自動車および（または）物品に対して権限を有する他の者（権限を付与されたその代理人）に返還する場合には、税関機関職員が自動車および（または）物品の返還に関する決定書、および（または）没収された自動車および（または）物品の返還に関する証書に基づいてこれを行う。上記の決定書および証書の書式、およびその記入手順は税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関の承認を受ける。没収された自動車および（または）物品の返還に関する決定書は2部作成され、その1部は自動車および（または）物品が返還される者（権限を付与されたその代理人）に署名と引き換えに手交される。没収された自動車および（または）物品の返還に関する決定書の写しは、一時保管倉庫の所有者、および（または）自動車および（または）物品の保管を行う税関機関の全権代表者に署名と引き換えに手交される。没収された自動車および（または）物品の返還に関する証書は3部作成され、税関機関職員、没収された自動車および（または）物品が返還される者（権限を付与されたその代理人）および一時保管倉庫の所有者または自動車および（または）物品の保管を行う税関機関がこれに署名する。その1部は税関機関職員に残し、1部は没収された自動車および（または）物品が返還される者（権限を付与されたその代理人）に、1部は一時保管倉庫の所有者または自動車および（または）物品の保管を行う税関機関に残す。

39. 自動車および（または）物品の保管場所の境界線を超える移動、または境界線内での移動は本連邦法第217条第23項に定める税関機関の許可を得て行うものとする。

40. 税関機関が自動車および（または）物品の保管およびそれらに対する税関検査実施のために所有および（または）使用している屋内施設および（または）屋外スペースに、没収されることなく保管のために収容された自動車および（または）物品の税関検査の結果、税関規制分野の国際条約および法令、ならびに（または）ロシア連邦の法に対する違反が発覚した場合、この自動車および（または）物品の保管費用については、自動車および（または）物品を保管のために収容した者が、税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関が定める手順により、本連邦法第94条第3項の2にしたがって定められた金額を、税関機関に弁済する。

41. 没収されることなく保管のために収容された自動車および（または）物品の税関検査の結果、税関機関によって、税関規制分野の国際条約および法令、ならびに（または）ロシア連邦の法に対する違反が摘発されなかった場合、この自動車および（または）物品の保管費用は税関機関が弁済する。この自動車および（または）物品の保管費用の弁済手順は税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関が定める。

42. 税関機関職員が本条第18項に定める手順で行った自動車および（または）物品の仮没収は、本条第37項第1号および第2号に定める事態が発生した時点で、解除されたものと見なされる。

43. 本条第36項に定める期限までに保管場所からの引渡請求がなかった自動車および（または）物品は保管場所に保管される。その際、このような自動車および（または）物品が以前に本条にしたがって没収されなかった場合において、このような自動車および（または）物品は、本条に定める特異事項を考慮したうえで本条第18条に定める手順で没収され、本条第21項に定める手順により、税関機関職員によって保管のために保管場所に収容される。没収された自動車および（または）物品に関する証書には、没収を行った税関機関職員および一時保管倉庫の所有者、または自動車および（または）物品の保管を行う税関機関の権限を有する者が署名する。没収された自動車および（または）物品については、自動車および（または）物品を保管のために収容した者、または自動車および（または）物品に対して権限を有する他の者（権限を付与されたその代理人）に、本条第44項に定める手順により、通知されるものとする。

44. 税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関は、本条第36項に定める期間が経過した日の翌日から5労働日以内に、インターネットの自らの公式サイトに、60日間にわたって、本条第43項に記載した自動車および（または）物品についての情報を掲載する。その情報に含まれるべき項目の一覧は税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関が定めるものとする

45. 税関業務分野の管理および監査機能を遂行する連邦行政機関の公式サイトに、本条第43項に示す自動車および（または）物品についての情報が掲載された日から60日が経過した時点で、自動車および（または）物品を保管のために収容した者、または自動車および（または）物品に対して権限を有する他の者（権限を付与されたその代理人）から、本条にしたがって保管のために収容された自動車および（または）物品の、保管場所からの引渡請求がない場合：

1) 自動車および（または）物品は引渡証書に基づき、ロシア連邦政府に指定された国家機関に引き渡される；

2) 物品は本連邦法第56章に基づき、裁判所（商事裁判所）の判決にしたがって連邦財産となる。

46. 税務機関が本条に定める権限を行使する際の、特定の活動分野での管理および監査を管轄するその他の国家機関との連携はロシア連邦政府が定める手順で行われる。」；

5) 第354条において：

a) 第1項に「および本連邦法により」という文言を追加する；

b) 以下の内容の第1の1項～第1の3項を追加する：

「1の1. 本連邦法第261条に定める税関機関の権限が行使される際に、一時保管倉庫の所有者は以下の義務を負うものとする：

1) 自動車および（または）物品の保管および税関検査の実施に必要な一時保管倉庫として使用するための屋内施設（屋内施設の一部）および（または）屋外スペースを提供する；

2) 本項第1号に記載した屋内施設（屋内施設の一部）および（または）屋外スペースに自動車および（または）物品を収容するための緊急の手順を定める；

3) 本連邦法第261条にしたがって保管のために収容された自動車および（または）物品の保全を保障する。

1の2. 本連邦法第261条にしたがって保管のために収容された自動車および（または）物品による一時保管倉庫の取扱量が、一時保管倉庫として使用される屋内施設（屋内施設の一部）の総容積および（または）屋外スペースの総面積の30%を超えた場合には、一時保管倉庫の所有者は、本条第1の1項第1号に記載した屋内施設（屋内施設の一部）および（または）屋外スペースの提供を拒否することができる。

1の3. 本条第1の1項および第1の2項の規定は、倉庫所有者の荷物を保管するための閉鎖型一時保管倉庫の所有者、海港および河川港、空港および鉄道駅の構内にある一時保管倉庫の所有者には適用されない。」；

c) 第3項に「、また本連邦法第261条に定める税関機関の権限の行使の枠内で、自動車および（または）物品を収容する場合を除き」という文言を追加する」；

6) 第356条第1項に以下の内容の第5号を追加する：

「5) 本連邦法第354条第1の1項に定める義務の不履行。」。

第2条

本連邦法はその公布日から90日が経過した時点で発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年7月14日

第313-FZ号